

## 後援名義使用承認に関する要綱

### (対象)

第1条 豊中市選挙管理委員会の後援名義の使用の承認（以下「後援名義使用承認」という。）を求めることができる団体は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市が行う施策又は事業に関連する活動を行う団体
- (2) 売名又は営利を目的としない団体
- (3) 原則として、府内に活動拠点を持ち、過去に運営実績を持つ団体

2 前項の規定にかかわらず、特定の政党、政治団体、その他これらに類するもの及びこれらの団体と密接に関係のあるものは対象としない。

### (申込み)

第2条 事業に対して後援名義使用承認を求める団体は、後援名義使用承認申込書（別記第1号様式）、当該事業に関する予算書及び団体の規約を、豊中市選挙管理委員会に提出しなければならない。

### (承認基準)

第3条 後援名義使用承認の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 選挙への関心を高めるとともに、明るい選挙の推進に資するものであること。
- (2) 不特定多数の市民の参加を求めるものであること。
- (3) 公共の福祉に寄与するものであること。
- (4) 選挙運動及び事前運動でないこと。
- (5) 宗教的活動でないこと。
- (6) 営利が目的でないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の利益になり、又はなるおそれがあると認めるものでないこと。
- (8) 選挙の公平・公正、その他選挙に対する信頼を害するものでないこと。
- (9) その他豊中市選挙管理委員会が特に不適格と認めたものでないこと。

### (承認条件)

第4条 後援名義使用承認を受けた者又は団体は、公職選挙法等の法令を遵守するほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 後援名義を利用し、寄付、援助、参加等の強要等を行わないこと。
- (2) 後援名義を印刷したすべての印刷物を提出すること。
- (3) 事業の実施によって生じた事故、災害、トラブル等については、すべて主催者の責任によって処理すること。
- (4) その他豊中市選挙管理委員会が特に必要と認めて指示する事項

### (承認の取消し)

第5条 豊中市選挙管理委員会は、第3条の承認基準若しくは前条の承認条件に反していると判断したとき又は偽りその他不正な手段により承認を受けた者に対しては、承認を取り消すことができる。

### (後援名義)

第6条 後援名義は「豊中市選挙管理委員会」とし、「豊中市選挙管理委員会後援」、「後援・豊中市選挙管理委員会」等と表示するものとする。

### 附 則

この要綱は、令和4年2月10日から実施する。

後援名義使用承認申込書

年 月 日

豊中市選挙管理委員会あて

申込者 住所  
氏名

下記事業を実施するにあたり、豊中市選挙管理委員会の後援名義の使用を承認してください。

事業名称	
主催者（所在地）	
代表者氏名 及び住所	
目的	
事業概要	
事業の実施期間及び 名義の使用期間	
事業の実施場所	
名義使用方法	
備考	

- ※ 豊中市暴力団排除条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、申込書等に記載されている情報を豊中警察署長又は豊中南警察署長に提供することがあります。
- ※ 役員名簿の提出を求めることがあります。

# 予 算 書

年 月 日

団 体 名

	項 目	金 額	内 訳
収 入			
	収 入 合 計		
支 出			
	支 出 合 計		